

佐世保工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会規程

(平成23年11月15日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）第22条、第23条及び第24条の規定に基づき佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティ推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題の審議
- 二 情報システムに関わる情報セキュリティインシデントの発生時の対応
- 三 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ管理者への専門的及び技術的立場からの助言及び支援
- 四 その他情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 情報セキュリティ推進責任者
 - 二 情報セキュリティ推進員
 - 三 その他情報セキュリティ推進責任者が必要と認める者
- 2 前項第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、情報処理センター長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、情報処理センター及び総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。